

Point

J R 東海 労 大 阪 修 繕 車 両 所 分 会 分 会 情 報
No. 202 2014.05.25.
発行責任者 乾 眞規
編集責任者 教 宣 部

着発線までの誘導を操車担当者が行って 本当に安全が保たれるのか！？

5月15日、大阪修繕車両所の掲示板に「操車業務台交分割・併合時の一部取扱変更について」と題した検修科連絡が貼り出されました。

以下、実施内容について

1. 実施内容

(1) 変更事項

①誘導業務の担当移行時の取扱

現 行	変更後
台検庫進出時、入換合図による車両入換途中（走行している途中）において操車Aから操車Bに誘導業務の担当を移行している。	誘導業務の担当を移行する場合は、車両を一旦停止させ、操車担当者間の打合せを行った後に、誘導業務の担当移行を受けた操車担当者が、新たに入換合図による車両入換を開始させること。

(例) 16両で台検2番線から進出する時。

1ブロック併合後、台検1番線から進出する時。

②最前頭部車両の前頭で入換する場合の入換合図

現 行	変更後
最前頭部車両で入換する場合の入換合図は、入換開始する時に「入換開始」と告げた後に「前オーライ」を2回繰り返し、入換を開始している。操縦者は、予め操車担当者から通告を受けた箇所に停止させている。	今後は、入換開始する時に、「入換開始」と「前オーライ」を告げ、入換を開始した後も「前オーライ」等の入換合図を継続して送り続けること。

*新幹線運転取扱実施基準規程、第141条5項削除予定のため

(2) 追加事項 台交車両位置合わせ時の転てつ器開通確認

現 行	追 加
2ブロック分割作業終了後、2ブロック車両を台交作業位置まで車両の位置合わせを行っている。この場合、列車扱い所は、逆引きにより入換線路開通を行っているため、操車Aからの位置では、入換標識による線路開通が確認できない。	列車との入換線路開通打合せ後、操車Aから操車Bに対し、転てつ器280が「定位」に転換されているか確認の指示を行い、操車Bが転てつ器280「定位」を確認し、操車Aに正当方向に開通していることを報告すること。

実施日 平成26年6月1日（日）よりとなっています。

また、今回の「操車業務台交分割・併合時の一部取扱変更」の目的は「操車業務の作業安全性向上」としてしています。（裏面へ続く）

今回、会社が削除しようとしている規程の変更（新幹線運転取扱実施基準規程、第141条5項）により、今まで、最前頭部車両で入換する場合の入換合図は、入換開始する時に「入換開始」と告げた後に「前オーライ」を2回繰り返し、入換を開始し、操縦者は、予め操車担当者から通告を受けた箇所に停止させていましたが、変更後、操車担当者が操縦者を指示することになり、手順が大きく変わり不安全作業となることは明らかです。

特に今までのやり方で事故等も発生していないのに何故、規程を変える必要があるのでしょうか。会社の説明では、在来線や他社で事故が多発しているからと言うことですが、私たちの鳥飼基地は新幹線独自の地上設備があり、台車検査を行うための台交作業に伴う分割・併合作業を行っているのは、鳥飼基地だけなのです。従って独自性を考慮するべきだと考えます。

また、現場社員からは、「操縦者の横で、操車担当者が指示を行うと、余計な判断が加わり危険である」「操縦経験がなく、運転台でのブレーキポイント等がわからない」「停止位置を行き過ぎ03侵入ということも考えられる」「訓練もせずに、やれと言われても自信がない」「今の会社の責任追及の姿勢からして、停止位置不良を起こせば、誘導のやり方が悪かったと操車担当者が責任を負わされる」「操車担当者のリスクが大きい、今まで通り操縦者の判断で止めれば良い」等々の不安の声があがっています。そして、現場管理者の話しの中では、「少しの停止位置のズレは・・・」と停止位置のズレを想定しているようなことを言っています。停止位置のズレが想定されるのだったら、やめるべきです。

このままでは、操縦者と操車担当者の関係がギクシャクし、お互いが疑心暗鬼となり不安全作業となることは明白です。

私たち東海労は、分割・併合時、最前頭部車両の前頭で入換する場合の入換合図の変更後の実施内容の中で、着発線までの誘導を操車担当者ではなく、実際に運転をしている操縦者の判断に任せるべきであると考えます。

「操車業務一部取扱変更に関する緊急申し入れ」を関西地本に上申！

大阪修繕車両所分会は、「操車業務一部取扱変更に関する緊急申し入れ」を関西地本に対して、下記のように上申し、会社との協議をお願いしています。

- (1) なぜ、新幹線運転取扱実施基準規程、第141条5項を削除するのか明らかにされたい。
- (2) 最前頭部車両の前頭で入換する場合の入換合図の変更後の実施内容の中で、着発線までの誘導を操車担当者ではなく、実際に運転をしている操縦者の判断に任せるべきである。
- (3) 当該する業務に従事する社員の不安が一掃されるまでの間、変更された作業方法の実施を延期すること。

以上